

●○○ 第245回あすか倶楽部 定例会 ●○○

テーマ：企業人権研修講師が伝える「ビジネスと人権」の要諦

講師：法務省人権擁護委員 荒木 克成氏（消費生活アドバイザー33期、行政書士）

日時：2024年7月20日（土）14：00～17：00

場所：日土地内幸町ビル3階 （一社）大日本水産会 大会議室

【概要】

I部、II部の構成で、「ビジネスと人権」に関わるようになった講師ご自身の経緯や「ビジネスと人権」の捉え方、企業人権研修などについてお話いただきました。

【主な内容】

I部：「ビジネスと人権」と私的関わり方

1. 「ビジネスと人権」に関わるようになった経緯と活動

高島屋を定年退職後、企業人生の延長ではない生き方を求めて新たなキャリア形成を進めてきた。行政書士、消費生活アドバイザー資格を取得し、神奈川県行政書士会理事等を歴任。委嘱により総務省行政相談委員、法務省人権擁護委員となり、企業研修講師を務めるなど「ビジネスと人権」に関する活動に幅広く携わっている。

＊行政相談委員の役割・・・総務大臣から委嘱され、国民からの行政に関する相談や苦情等を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する通知などを行う。

＊人権擁護委員の役割・・・法務大臣から委嘱され、地域の人権侵犯事件の調査・救済活動、人権相談活動、人権啓発活動を行う。

2. 「ビジネスと人権」をめぐる動きと捉え方

(1) 世界と日本の動き

- ・1948年に国連「世界人権宣言」が採択され、国際社会共通の人権基準となった。1990年代以降、企業活動に人権的視点を取り入れることが提唱され、2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で、企業の人権尊重責任が明確化された。
- ・日本政府は2020年に「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」を策定。2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が発表されている（詳細はII部で解説）。

(2) サステナビリティ等から捉える「ビジネスと人権」

- ①「ビジネスと人権」は、CSR・ESG・SDGsの系譜に沿うサステナブルタームと捉えられる。具体的には、ESG投資の投資判断に人権を組み込むことが必要とされ、また、SDGsの目標達成には人権を尊重するビジネスが不可欠となっている。
- ②「ビジネスと人権」の考え方や、フェアトレード・エシカル消費・消費者志向経営・消費者市民社会の理念は通底する。例をあげると、「消費者の安全と知る権利」は人権の1つであり、製品等による健康被害のリスクは企業経営のリスクとなる。

## 第Ⅱ部：法務省による「ビジネスと人権」に関する企業研修（主な研修内容の紹介）

### 1. 企業の人権尊重責任

#### (1) 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年採択）

「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」の3つの柱に基づき、あらゆる国家や企業に対して人権の保護・尊重への取組を促す。

#### (2) 日本の「ビジネスと人権に関する行動計画（2020－2025）」とガイドライン

企業が人権デュー・ディリジェンスを導入することへの期待が表明され、ガイドラインではそのプロセス等がまとめられている。

＊人権デュー・ディリジェンス・・・人権リスクを評価し、優先順位を付け、対策し、是正や救済を行う仕組みのこと。これを社内プロセスに組み込み、情報を開示するというPDCAサイクルを継続的に回すことが重要。

### 2. 企業が配慮すべき主要な人権リスク類型

人権に関する主要な国際ルール等に照らし、次の人権リスク26類型があげられている。賃金の不足・未払、生活賃金／過剰・不当な労働時間／労働安全衛生／社会保障を受ける権利／パワハラ／セクハラ／マタハラ・パタハラ／ケアハラ／強制労働／居住移転の自由／結社の自由・団体交渉権／外国人労働者の権利／児童労働・こどもの権利／テクノロジー・AIに関する人権問題／プライバシーの権利／消費者の安全と知る権利／差別／ジェンダー（性的マイノリティを含む）に関する人権問題／表現の自由／先住民・地域住民の権利／環境・気候変動に関する人権問題／知的財産権／賄賂・腐敗／サプライチェーン上の人権問題／紛争等の影響を受ける地域における人権問題／救済へアクセスする権利

### 3. 企業による人権尊重への取組の進め方

#### (1) 企業による人権尊重のための3つの行動

①方針によるコミットメント、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③救済

#### (2) 全てのプロセスを通じて求められる取組

①教育・研修の実施、②社内環境・制度の実施、③サプライヤーへの働き掛け、④ステークホルダーとの対話

### 【所感】

- ・通常の人権研修の内容に加えて、講師ご自身のキャリア形成や消費者志向に基づく「ビジネスと人権」の捉え方についても解説いただいたとき、消費生活アドバイザーの活動においても身近なテーマであることを再認識できました。
- ・企業が配慮すべき人権リスクは広範囲に渡っており、ビジネス環境における多様性が高まる中で、従業員やサプライヤーの状況に即した「ビジネスと人権」の教育・研修の手法がますます重要な課題になると思われまます。

以上